

# 特定古物商の皆様へ 2

## ★実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて★

この度、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号。以下「実質的支配者情報一覧規則」という。）の施行に伴い、令和4年1月31日より、株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者情報一覧（実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第1号に規定する実質的支配者情報一覧をいう。）について、所定の添付書面により内容を確認し、その保管及び登記官の認証文付きの写し（以下「実質的支配者情報一覧の写し」という。）の交付をする制度が開始されました。

### 1 実質的支配者情報一覧の写しの本人確認書類への該当性について

特定事業者は、法人と特定取引やハイリスク取引をする際、当該法人の本人特定事項（法人の人格としての名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を本人確認書類により確認しなければなりません。

法人の本人確認書類として、実質的支配者情報一覧の写しを用いることができます。

#### 【特定事業者がA法人と特定取引やハイリスク取引をする場合の確認例】

○ A法人の本人特定事項を確認

実質的支配者情報一覧の写しの左上に記載されている「商号」「本店」欄により、A法人の名称、所在地を確認する。

### 2 実質的支配者情報一覧の写しの議決権の保有状況を示す書類への該当性について

特定事業者は、法人と特定取引やハイリスク取引をする際、上記1に加えて、当該法人の実質的支配者の本人特定事項についても確認しなければならず、ハイリスク取引の場合には法令で定められた書類を確認する必要があります。

ハイリスク取引の相手方が株式会社の場合、実質的支配者情報一覧の写しを当該書類として用いることができます。

#### 【特定事業者がB法人（株式会社）とハイリスク取引をする場合の確認例】

① B法人の本人特定事項を確認・・・上記1のとおり

実質的支配者情報一覧の写しの左上に記載されている「商号」「本店」欄により、B法人の名称、所在地を確認する。

② B法人の実質的支配者の本人特定事項を確認

(1) 実質的支配者情報一覧の写しの「実質的支配者該当性の添付書面」の欄に、・申出会社の株主名簿の写し（実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第2号イの書面のことをいい

ます。)

・申出会社の法人税確定申告書別表二の写し（実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第2号ハの書面のことをいいます。）のいずれかの記載があることを確認する。

(2) 実質的支配者情報一覧の写しの「実質的支配者の本人特定事項等」の欄に記載されている実質的支配者が、法人の代表者等（現に取引の任に当たっている自然人のことをいいます。）の申告内容と相違ないかを確認する。

※実質的支配者情報一覧の写しの見本については別添見本を参照してください。

## お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許可等事務管理室 ☎087-833-0110  
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課